

大分県豚熱ワクチン接種にかかる研修会実施要領

制定 令和5年7月26日 畜振第1019号

改訂 令和5年8月16日 畜振第1149号

第1 目的

大分県豚熱ワクチン接種に係る登録飼養衛生管理者に関する登録要領（令和5年5月31日付け畜振第561号。以下「登録要領」という。）第3に定める豚熱ワクチン接種に係る研修会（以下「研修会」という。）の実施について、必要な事項を定める。

第2 研修会の実施

研修会の受講を希望する飼養衛生管理者（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3の2第1項の規定に基づく飼養衛生管理者をいう。以下について同じ。）、または獣医師がいる場合、もしくは知事が登録した登録飼養衛生管理者（豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）第3-2の1の（3）の②に規定された登録飼養衛生管理者をいう。以下について同じ。）にフォローアップ研修（防疫指針別紙2「登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要綱」の5に規定されたフォローアップ研修をいう。以下について同じ。）を受講させる必要がある場合、家畜保健衛生所長または畜産振興課長は研修会を開催する。

第3 研修会の対象者

- 1 飼養衛生管理者（研修会開催日までに飼養衛生管理者となる見込みの者を含む。）であって、家畜防疫員または知事認定獣医師の管理の下、自ら豚熱ワクチンの接種を希望する者。ただし、フォローアップ研修については登録飼養衛生管理者に限る。
- 2 知事認定獣医師（防疫指針第3-2の1の（3）の①に規定された知事認定獣医師をいう。以下について同じ。）としての認定を希望する獣医師又は知事認定獣医師として認定されている獣医師

第4 研修内容

- 1 登録要領第3の1に掲げる内容について、登録飼養衛生管理者として登録を受けようとする者が初めて受講する研修会は実地（家畜防疫員と研修生が直接対面する形式をいう。）開催とし、フォローアップ研修についても原則、実地開催とするが、状況に応じてオンライン開催又は資料等の提供により実施できるものとする。
- 2 登録要領第3の1の（3）に掲げる内容については、生体を用いた方法又は動画視聴等の方法により実施する。

- 3 フォローアップ研修の内容については、受講者のワクチン接種にかかる理解及び習熟度を勘案し、初回研修から内容を一部変更できるものとする。
- 4 第3の2に掲げる獣医師が受講する研修会は、ワクチン接種にかかる理解及び習熟度を勘案し、登録要領第3の1にかかげる内容から一部変更することができるものとし、飼養衛生管理者及び登録飼養衛生管理者が受講する研修会と合同で開催できるものとする。

第5 研修会の実施日及び実施場所

- 1 研修会の開催は、家畜保健衛生所長または畜産振興課長が別に定める日時と場所で開催する。
- 2 研修会を開催する家畜保健衛生所長または畜産振興課長は、豚伝染性疾病の交差汚染等を考慮したうえで、複数の経営体に参加できる家畜保健衛生所や公営施設において、研修会を開催する。ただし、受講人数等を考慮し、家畜保健衛生所長が必要と判断した場合には、経営体ごとに個別開催できるものとする。
- 3 研修会を開催する家畜保健衛生所長は、前項の研修会場を確保するとともに、第3の1に掲げる飼養衛生管理者が従事する農場又は経営体、ならびに第3の2に掲げる獣医師あてに開催通知を行う。
- 4 畜産振興課長が行う研修会の開催通知を受けた家畜保健衛生所長は、管内の第3の1に掲げる飼養衛生管理者が従事する農場又は経営体、ならびに第3の2に掲げる獣医師あてに開催通知を行う。

第6 受講申請

受講申請、申請内容の審査及び受講決定は登録要領第4により行うこととする。

第7 受講手数料

受講手数料は無料とする。

第8 研修修了の報告及び登録

- 1 研修会を実施した地域を管轄する家畜保健衛生所長は、研修会修了者へ「豚熱ワクチン接種にかかる研修会修了証」（登録要領別記様式4。以下、「修了証」という。）を速やかに交付するとともに、各家保の研修会修了証交付名簿を更新のうえ、畜産振興課長あて報告する。
- 2 前項の修了証交付名簿は登録要領別記様式5に掲げる事項を記載し、各家保に備え付けるものとする。
- 3 畜産振興課長は、1の報告を受領した場合、「登録飼養衛生管理者名簿」（登録要領別記様式5）に登録する。また、畜産振興課長が研修会を開催した場合、「登録飼養衛生

管理者名簿」(登録要領別記様式5)に登録するとともに、申請者が従事する農場を管轄する家畜保健衛生所長あて、修了証の交付を依頼する。

第9 その他

- 1 出席確認は研修会の開始時間までに実施し、遅刻及び途中退席は欠席として扱う。
- 2 受講者の受講態度及び習熟度等に関して、研修会を実施する畜産振興課長または家畜保健衛生所長が不適と判断した場合は、修了証の交付を行わないことができる。
- 3 その他受講に際し遵守しなければならない事項については、別途通知する。